

第4期函館市障がい福祉計画
(平成27～29年度)

(案)

目 次

第1	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
○	障がい福祉計画の策定経過	3
○	「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」	4
○	障がい福祉サービス等の体系	5
第2	障がいのある人およびサービス提供体制の現状とニーズ等	6
1	障がいのある人等の現状	6
2	主なサービス提供基盤の整備状況	8
3	福祉に関するアンケート調査の概要	10
第3	第3期計画における取組み状況	17
1	相談支援体制の充実・強化	17
2	地域の生活基盤・生活環境の整備	17
3	地域社会の支え合い	17
4	障がいのある人の就労の推進	17
5	精神障がいのある人に係る地域相談支援の充実	17
6	虐待防止に対する取り組みの強化	18
7	地域生活支援事業の推進	18
8	障がいのある子どもに対する支援の強化	18
○	第3期計画における数値目標に係るこれまでの推移	18
第4	計画推進のための基本的事項	19
1	計画の基本理念	19
2	計画の基本方向	19
(1)	障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重	19
(2)	障がい種別によらないサービス提供の推進	19
(3)	包括的な支援体制の整備	19

第5	第4期計画における重点的な取組み	20
1	相談支援体制の充実と強化	20
2	障がいのある人の地域生活への移行の促進	20
3	地域社会の支え合い	20
4	障がいのある人の就労の推進	21
5	障がいのある子どもに対する支援の強化	21
6	権利擁護の推進	21
第6	平成29年度の成果目標	22
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	22
2	福祉施設から一般就労への移行等	22
3	地域生活支援拠点等の整備	23
第7	障がい福祉サービス等のサービス量の見込み	24
1	障がい福祉サービス	24
(1)	訪問系サービス	24
(2)	日中活動系サービス	27
(3)	居住系サービス	35
2	相談支援	37
3	障害児支援	40
4	地域生活支援事業	45
◎	第4期函館市障がい福祉計画における成果目標 およびサービス見込み量一覧	64
第8	計画の推進	66
【資料編】		
○	函館市障がい者基本計画（抜粋）	69
○	函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）	73
○	障がい福祉サービス等の利用希望（障がい別）	75
○	計画策定の経過	79
○	函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱	80
○	函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿	81

第 1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障がい保健福祉施策においては、障がい者および障がい児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活および社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざし、制度が整備されてきました。

平成15年度には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、平成18年度には、障害者自立支援法が施行され、それまで障がいの種別ごとに提供されていたサービスが、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに変わるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

また、平成25年度には、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として施行されました。この法律では、障がい者が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われなければならない旨を基本理念として掲げるとともに、障がい福祉サービスの対象となる障がい者に難病の患者を加えるなどの見直しや障がい者等に対する支援の拡充を行うことを明記し、サービス提供体制のさらなる計画的な整備を図ることとしています。

さらに、平成18年度に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」について、障害者基本法の改正をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など国内法令の整備により、平成25年12月に批准しました。

こうしたなか、函館市では、平成18年度に障害者基本法に基づく「函館市障がい者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちをめざし、各種の障害者施策を推進しています。

また、障害者自立支援法により、市町村および都道府県に策定が義務付けられた障害福祉計画については、これまで、第1期から第3期まで、それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。

平成27年度からの「第4期函館市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法の施行を受け、障がい者の地域生活を支援するためのサービス提供体制等に係る平成29年度末の目標を設定するとともに、障がい福祉サービスをはじめ相談支援や地域生活支援事業を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することをめざし、策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画として策定するもので、国が同法に基づいて定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則し、策定するものです。

また、この計画は、社会福祉法第107条に基づく「函館市地域福祉計画」との整合を図るとともに、障害者基本法第11条第3項に基づく「函館市障がい者基本計画」の実施計画として位置づけられるものです。

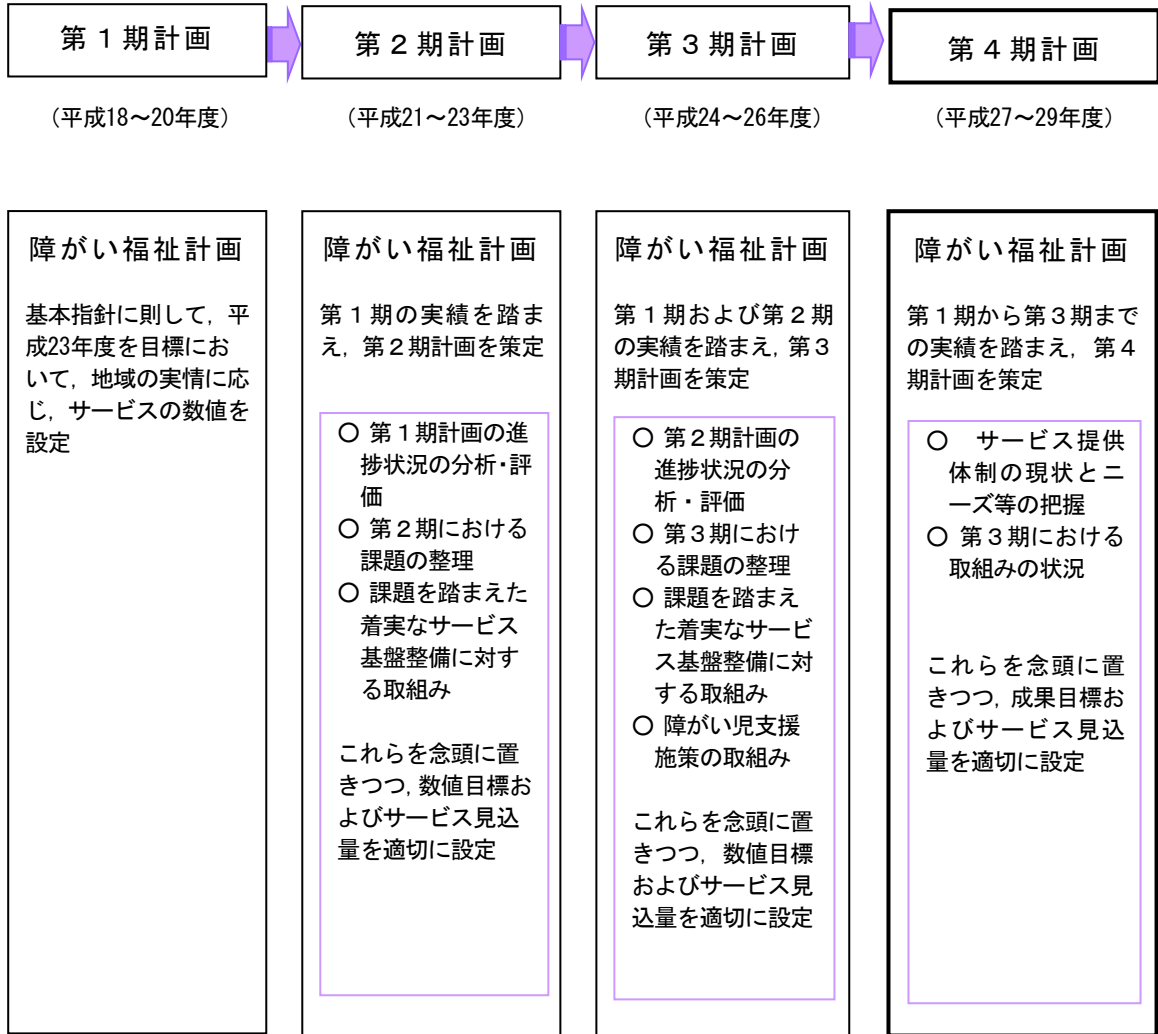
3 計画の期間

障害福祉計画は、国の基本的な指針において、3年を1期とする計画として策定することとされていることから、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画の期間とします。

4 計画の策定体制

この計画は、関係団体等の代表者、関係機関の職員、一般公募の市民などにより構成される函館市障がい者計画策定推進委員会において検討するとともに、パブリックコメントの実施により、広く市民の意見を反映し、策定しました。

○ 障がい福祉計画の策定経過



○「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」

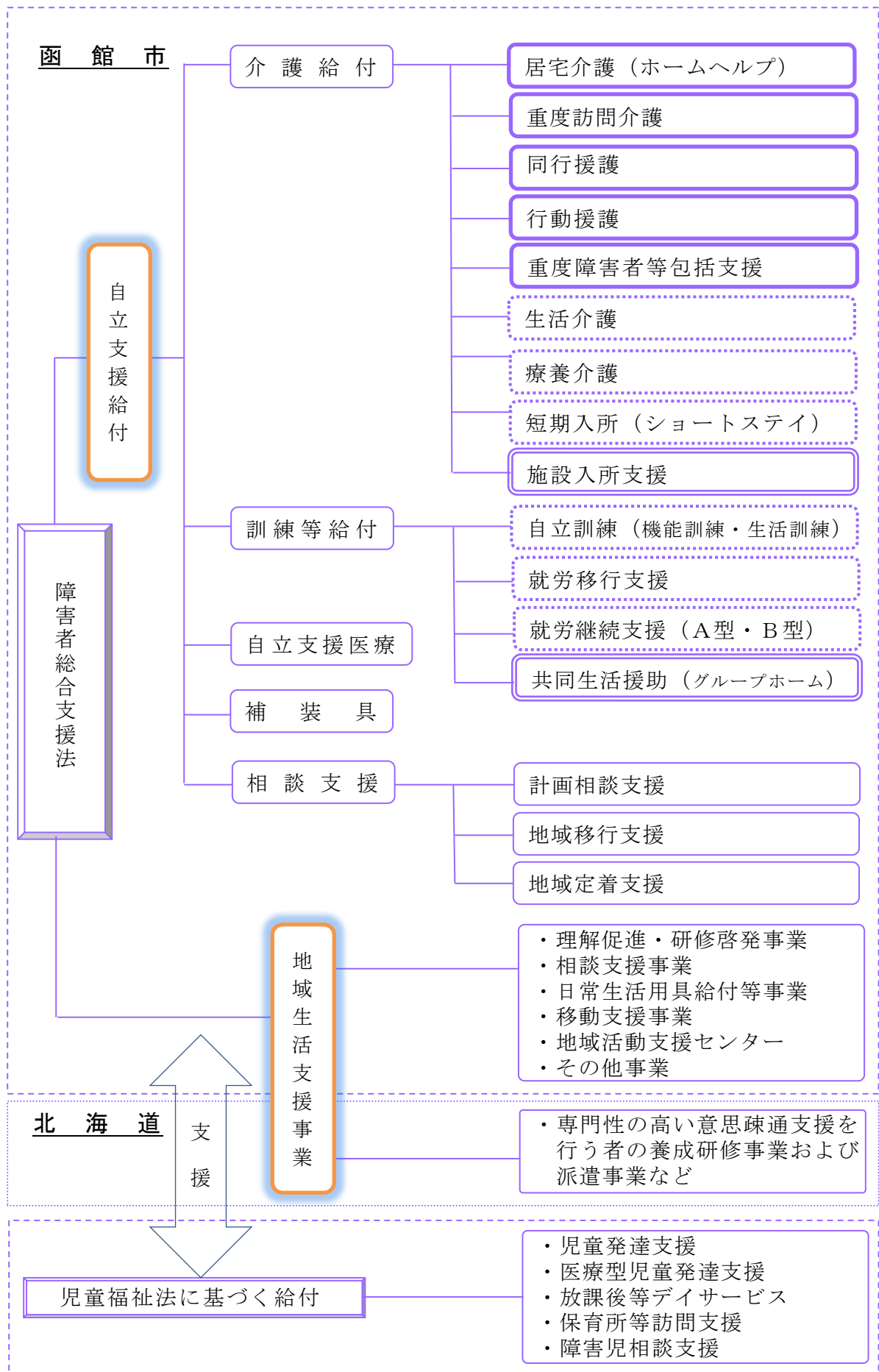
区 分	函館市障がい者基本計画	函館市障がい福祉計画
根拠規定	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条
性 格	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障がい福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	平成18年度～27年度(10か年)	第4期:平成27年度～29年度(3か年)
計画の内容	1 生活支援 2 保健・医療 3 教育・育成 4 雇用・就労 5 社会参加 6 啓発・広報 7 生活環境 8 情報・コミュニケーション ン	1 平成29年度末の達成に向けた地域生活移行や就労支援等に係る成果目標の設定 2 障がい福祉サービス等の平成27年度から平成29年度までの各年度における必要な量の見込み (1) 障害者総合支援法 ア 訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 イ 日中活動系サービス ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型) ・就労継続支援(B型) ・療養介護 ・短期入所 ウ 居住系サービス ・共同生活援助 ・施設入所支援 エ 相談支援 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 (2) 児童福祉法 ア 児童発達支援 イ 医療型児童発達支援 ウ 放課後等デイサービス エ 保育所等訪問支援 オ 障害児相談支援 3 上記2の必要な見込量を確保するための方策 4 市が実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 5 その他障がい福祉サービス, 相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

○障がい福祉サービス等の体系

訪問系

日中活動系

居住系



第2 障がいのある人およびサービス提供体制の現状とニーズ等

1 障がいのある人の現状

平成26年4月1日時点の身体障害者手帳，療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付者数ならびに特定疾患医療受給者証の交付者数は，次のとおりです。

(1) 身体障害者手帳

(単位：人，%)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比
視覚障がい	18歳未満	6	0	0	1	2	1	10	7.3
	18歳以上	341	302	79	59	126	83	990	
	計	347	302	79	60	128	84	1,000	
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	12	2	4	0	13	31	7.8
	18歳以上	70	239	144	237	3	341	1,034	
	計	70	251	146	241	3	354	1,065	
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	—	0	0	0	—	—	0	0.9
	18歳以上	—	6	72	41	—	—	119	
	計	—	6	72	41	—	—	119	
肢体不自由	18歳未満	47	15	13	10	6	0	91	56.6
	18歳以上	1,225	1,428	1,763	2,379	604	249	7,648	
	計	1,272	1,443	1,776	2,389	610	249	7,739	
内部障がい	18歳未満	23	0	4	7	—	—	34	27.4
	18歳以上	2,617	34	478	578	—	—	3,707	
	計	2,640	34	482	585	—	—	3,741	
計	18歳未満	76	27	19	22	8	14	166	100.0
	18歳以上	4,253	2,009	2,536	3,294	733	673	13,498	
	計	4,329	2,036	2,555	3,316	741	687	13,664	
構 成 比		31.7	14.9	18.7	24.3	5.4	5.0	100.0	

(資料：函館市福祉事務所)

(2) 療育手帳

(単位：人，%)

区 分	A (重度)	B (中・軽度)	計	構成比
18歳未満	111	360	471	18.5
18歳以上	902	1,173	2,075	81.5
計	1,013	1,533	2,546	100.0
構成比	29.8	60.2	100.0	

(資料：函館市福祉事務所)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

(単位：人，%)

区 分	1 級	2 級	3 級	計	構成比
18歳未満	1	3	5	9	0.4
18歳以上	203	1,467	907	2,277	99.6
計	204	1,470	612	2,286	100.0
構成比	8.9	64.3	26.8	100.0	

(資料：函館市福祉事務所)

(4) 特定疾患医療受給者証

(単位：人)

区 分	人 数
交付者数	2,328

(資料：市立函館保健所)

2 主なサービス提供基盤の整備状況

平成26年8月における市内の主なサービス提供基盤の状況は、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

区 分	事業所数
居宅介護（ホームヘルプ）	49
重度訪問介護	41
同行援護	20
行動援護	1
重度障害者等包括支援	0

(2) 日中活動系サービス

区 分	事業所数	定員(人)
生活介護	13	533
自立訓練（機能訓練）	1	10
自立訓練（生活訓練）	5	44
就労移行支援	6	122
就労継続支援（A型）	6	85
就労継続支援（B型）	18	433
療養介護	0	0
短期入所（ショートステイ）	9	19

(3) 居住系サービス

区 分	事業所数	定員(人)
共同生活援助（グループホーム）	30	198
施設入所支援	6	348

(4) 相談支援

区 分	事業所数
計画相談支援	7
地域移行支援	4
地域定着支援	4

(5) 障害児支援

区 分	事業所数	定員(人)
児童発達支援	4	70
医療型児童発達支援	1	20
放課後等デイサービス	10	100
保育所等訪問支援	1	—
障害児相談支援	6	—

(6) 地域生活支援事業

区 分	事業所数	定員(人)
障害者相談支援事業	2	—
日常生活用具給付等事業	90	—
移動支援事業	21	—
地域活動支援センター	7	254
障害児等療育支援事業	1	—
福祉ホーム	1	15
訪問入浴サービス事業	4	—
日中一時支援事業	27	—

※ 事業所数または定員の記載が可能な事業のみ記載しています。

3 福祉に関するアンケート調査の概要

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

第4期函館市障がい福祉計画の策定にあたり、障がいのある方々の意向を把握し、今後の障がい福祉サービス等の見込み量推計の基礎資料とするため実施しました。

イ 調査対象者

函館市内に居住する方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証を交付されている方を対象とし、それぞれ10%に当たる方を無作為抽出しました。

ウ 調査方法

調査票は、郵送により配布し、調査票の記入は、本人、本人の家族、介助者としました。

調査票は、プライバシー保護の観点から無記名とし、返信用封筒を同封のうえ、郵送により回収しました。

エ 調査実施期間等

基準日を平成26年4月1日とし、調査は平成26年9月16日から10月3日までの期間で実施しました。

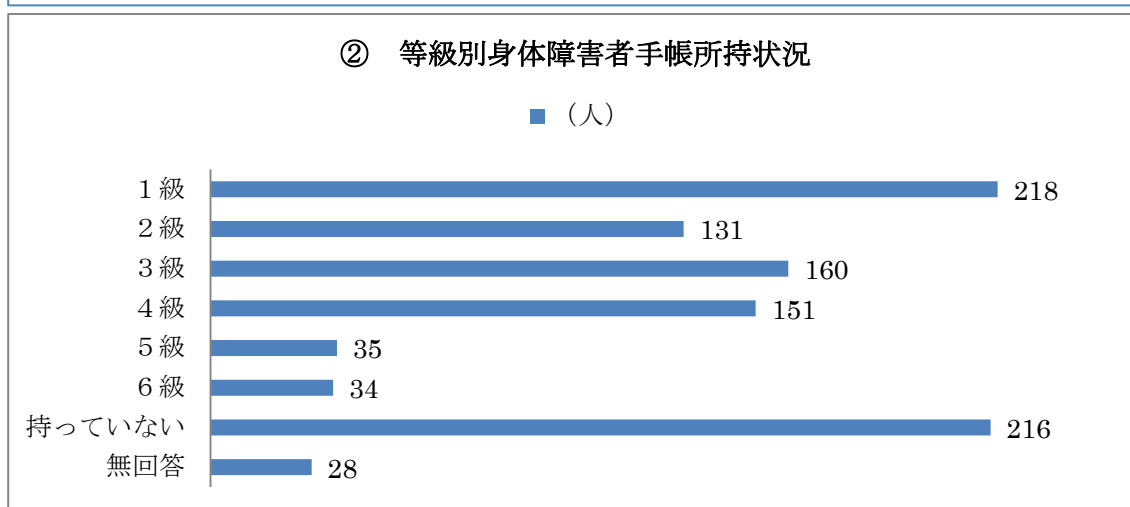
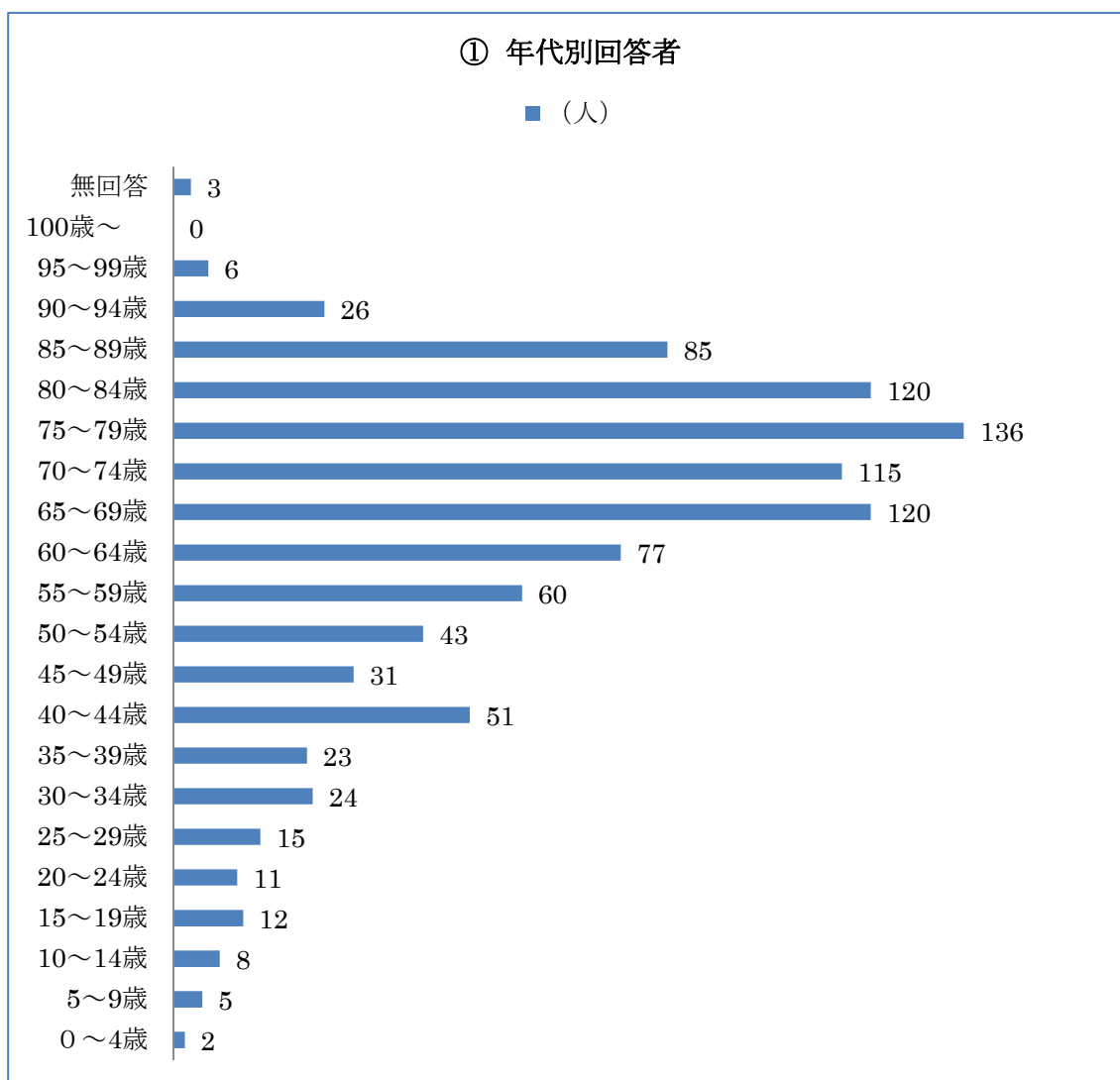
オ 回収結果

調査区分	対象者（人）	回答者（人）	回答率（％）
身体障がい者	1,370	738	53.9
知的障がい者	250	62	24.8
精神障がい者	240	64	26.7
難病患者	230	84	36.5
無回答	—	25	—
計	2,090	973	46.6

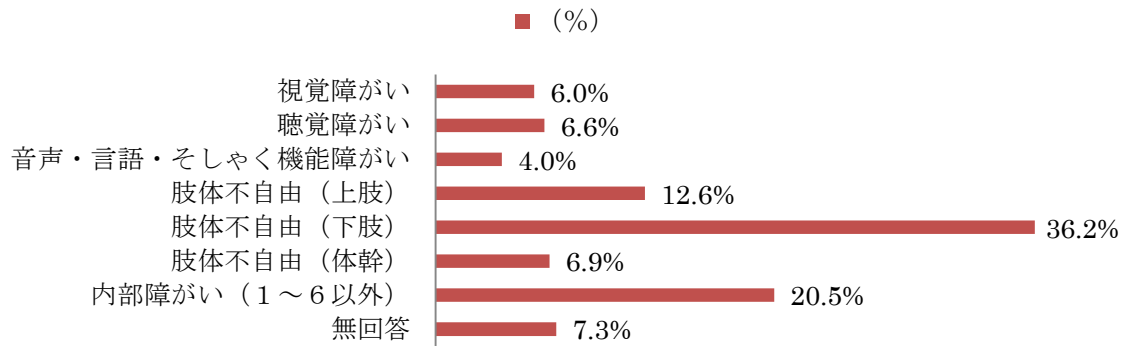
※ 知的障がい、精神障がい、難病患者のうち、身体障がいと重複している対象者については、すべて身体障がい者として集計しました。

(2) 調査結果の概要

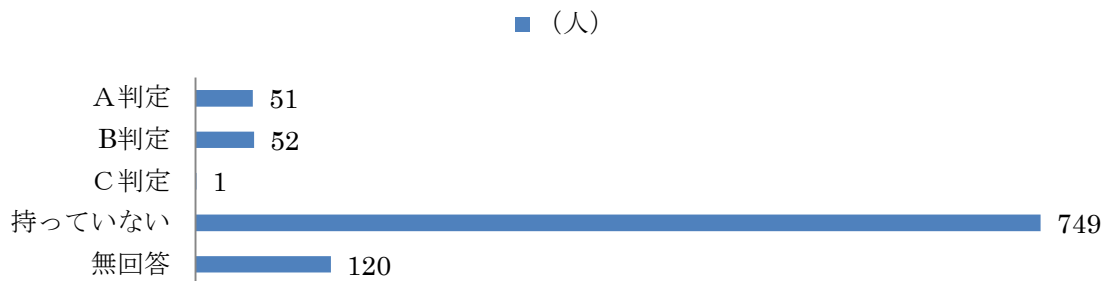
ア 回答者の属性



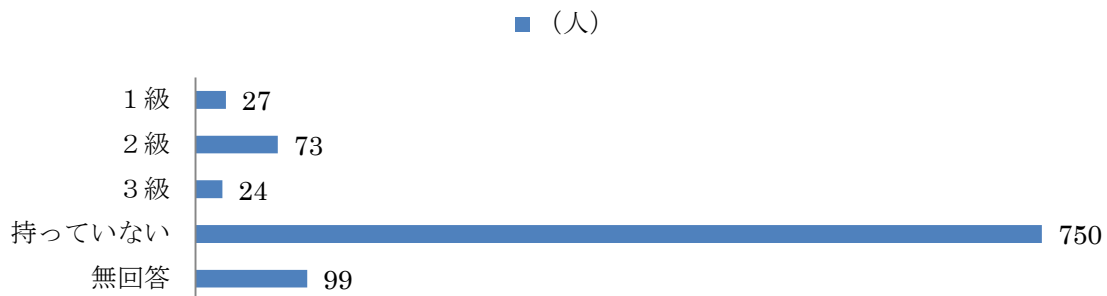
③ 障がい別身体障害者手帳所持状況



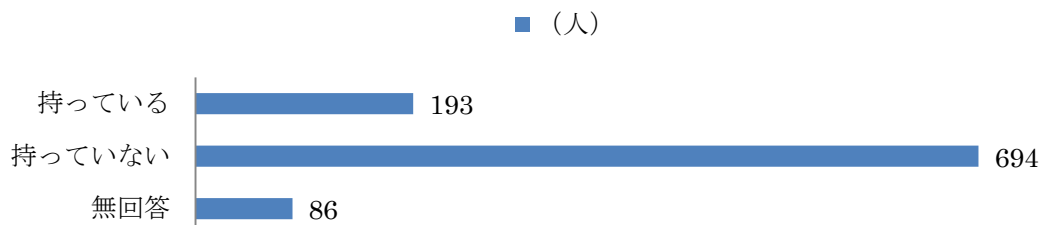
④ 判定別療育手帳所持状況



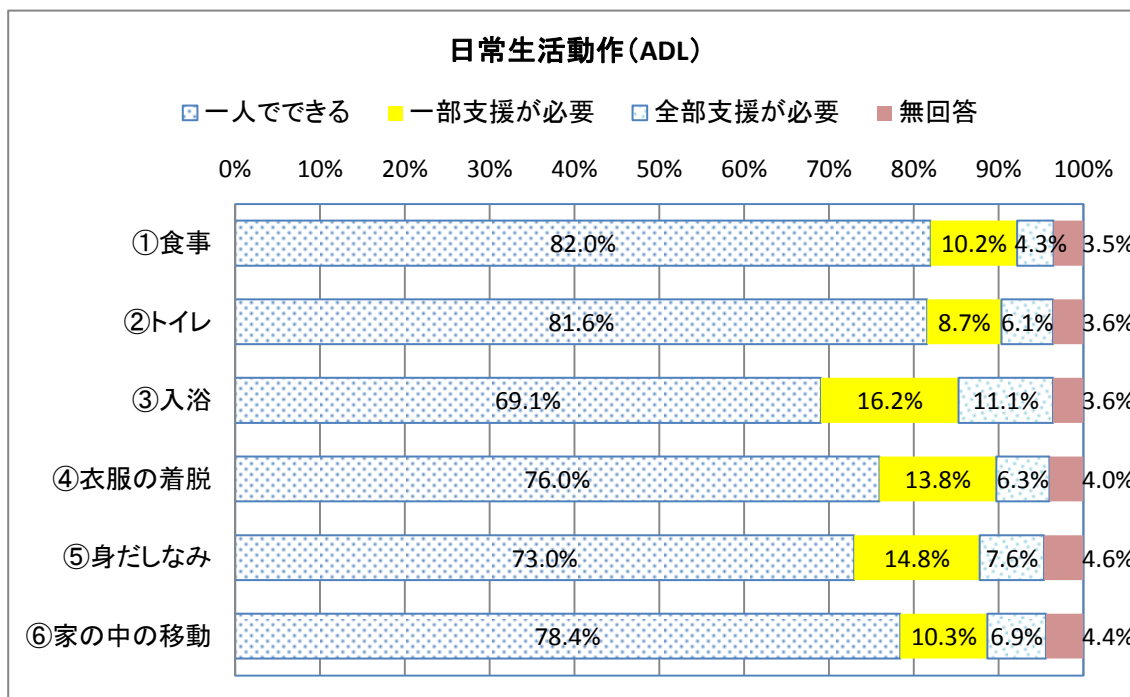
⑤ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持状況



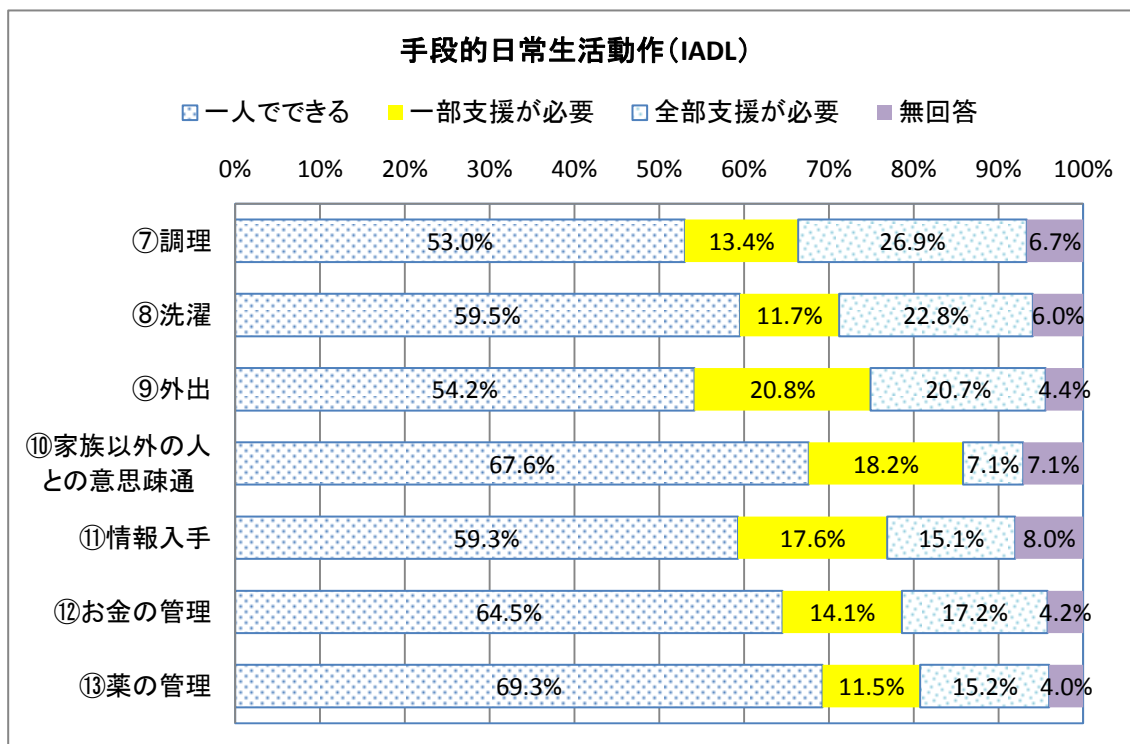
⑥ 特定疾患医療受給者証の有無



イ 日常生活動作（ADL）と手段的日常生活動作（IADL）



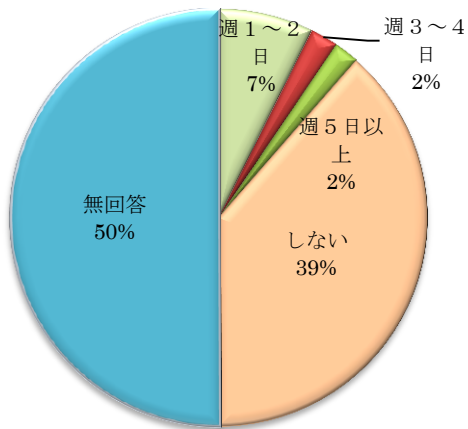
【日常生活行動（ADL）】 普段何気なくおこなっている生活するうえでの最低限の基本的動作のことを言います。



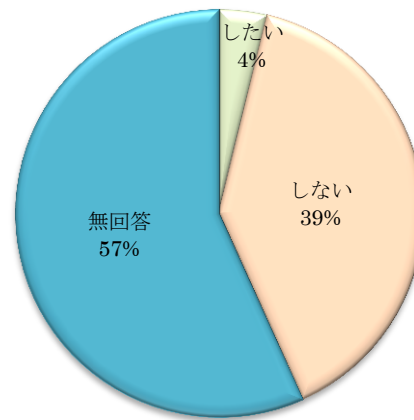
【手段的日常生活動作（IADL）】 ADLよりさらに自立するために必要な生活での動作のことを言います。

ウ 障がい福祉サービス等の利用希望

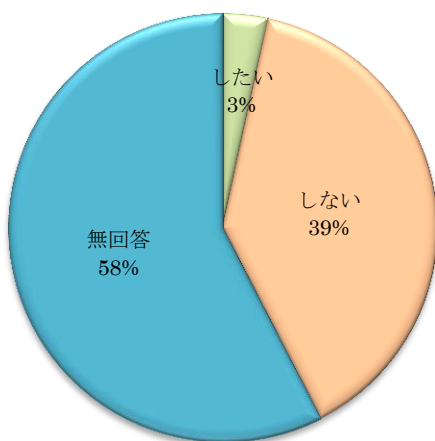
① 居宅介護（ホームヘルプ）



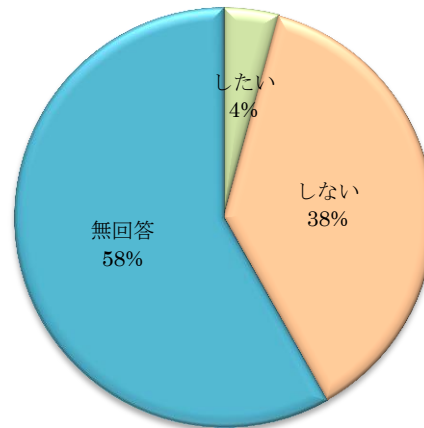
② 重度訪問介護



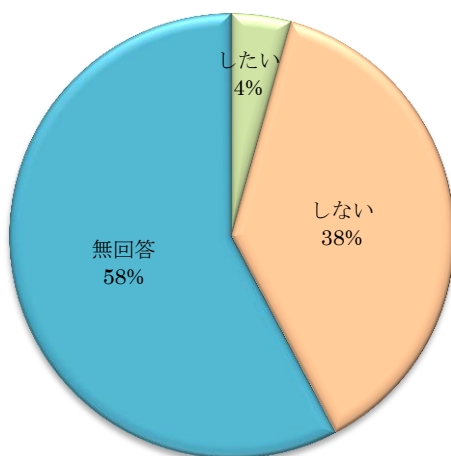
③ 同行援護



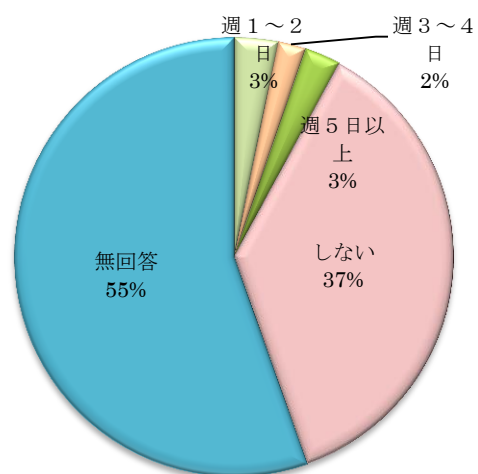
④ 行動援護



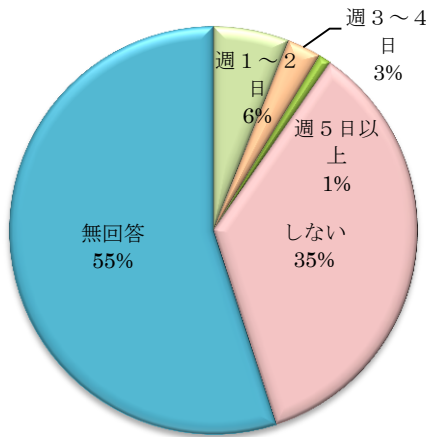
⑤ 重度障害者等包括支援



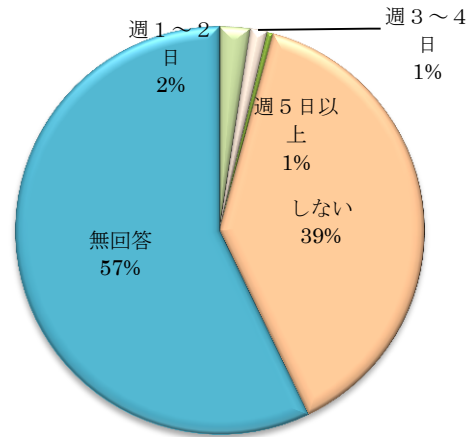
⑥ 生活介護



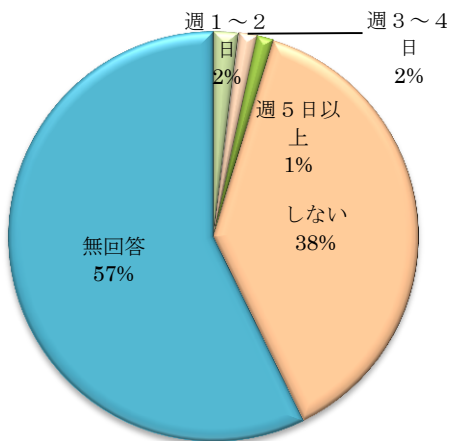
⑦ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）



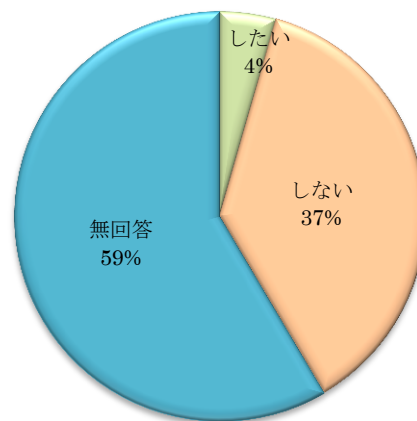
⑧ 就労移行支援



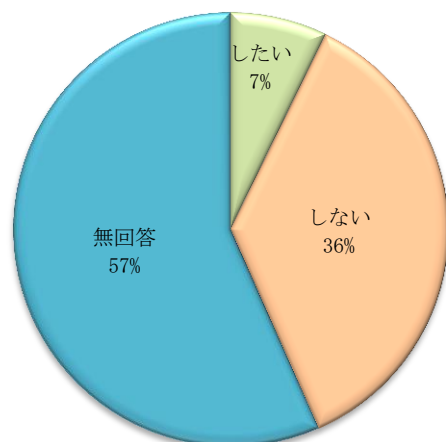
⑨ 就労継続支援（A型・B型）



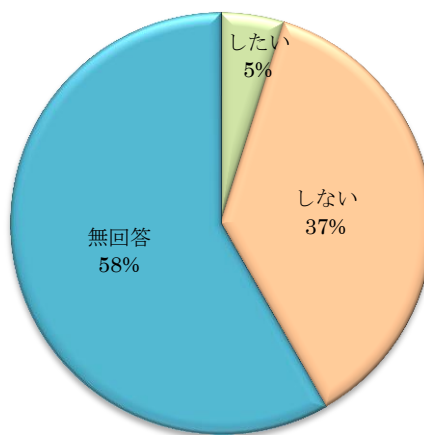
⑩ 療養介護



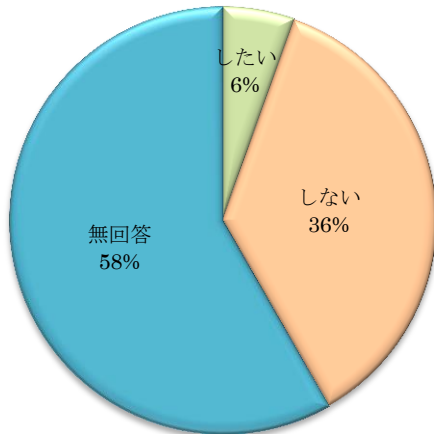
⑪ 短期入所（ショートステイ）



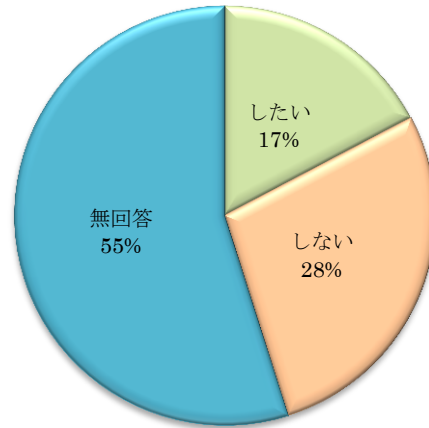
⑫ 共同生活援助（グループホーム）



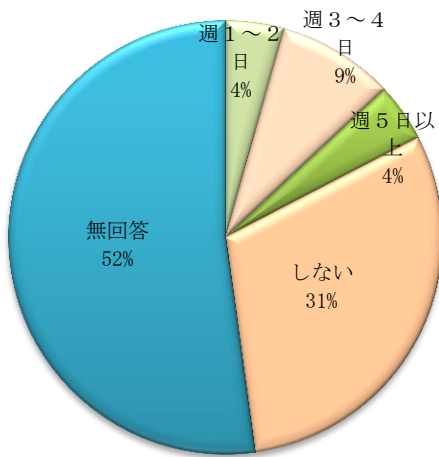
⑬ 施設入所支援



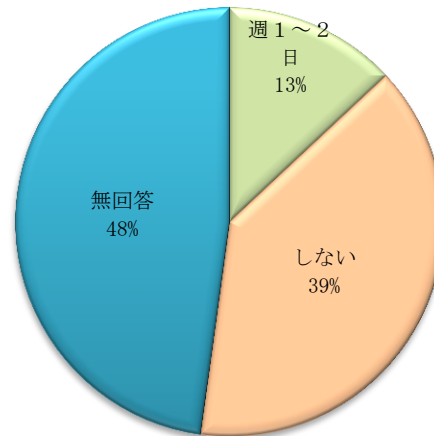
⑭ 相談支援



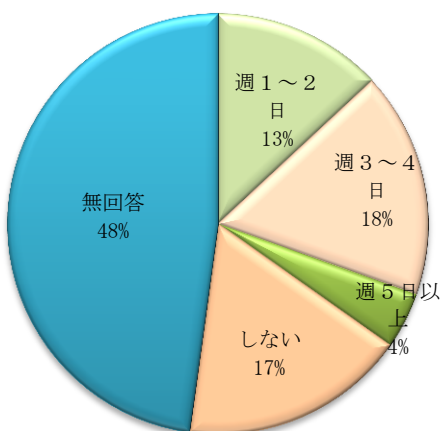
⑮ 児童発達支援



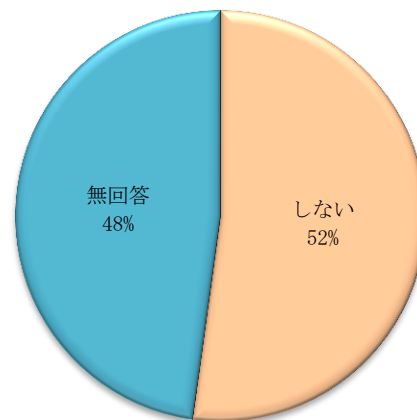
⑯ 医療型児童発達支援



⑰ 放課後等デイサービス



⑱ 保育所等訪問支援



第3 第3期計画における取組み状況

第3期計画では、サービス見込み量確保のため、8点について重点的に取り組むこととしていましたが、その取組み状況は次のとおりです。

1 相談支援体制の充実・強化

相談支援専門員を配置し、サービス等利用計画等の作成に当たっている指定特定相談支援事業所等については、平成24年度以降7か所が指定を受け、障がいのある人や介護する家族の高齢化に対応し、適切なサービスが提供できるよう事業者等との連携を図っています。

また、函館地域障害者自立支援協議会においても、地域における課題等を関係機関との連携を図りながら検討し、障がいのある人の支援を行っています。

さらに、障害者相談員など地域において相談支援に当たる方に対しても、研修会の開催や派遣などにより、スキルアップを図っています。

2 地域の生活基盤・生活環境の整備

福祉施設からの退所者等の地域における居住の場となるグループホームについては、平成24年度以降、8か所（定員49人）が整備されています。

3 地域社会の支え合い

函館市地域福祉計画に基づき、行政はもとより、市民、ボランティア、関係団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携して、ともに支え合う意識の醸成を図るとともに、障がいのある人もない人もともに生活し、活動できる社会をめざし、ノーマライゼーション推進事業などを実施しています。

4 障がいのある人の就労の推進

一般就労については、自立支援協議会に就労部会を設け、関係機関とのネットワークにより、就労についての協議をしています。

福祉的就労については、働く場の創出や社会参加の促進のため、授産製品の展示会の実施によりPRに努めたほか、福祉の店を設置し、販路拡大に努めています。

5 精神障がいのある人に係る地域相談支援の充実

地域移行支援事業や地域定着支援事業に関するリーフレットを作成し、精神科入院のある医療機関への配布により制度の周知を図っています。

また、精神障がいのある人の家族などが、病気や障がいについて正しく理解できるよう、精神保健家族セミナーや講演会を実施しています。

6 虐待防止に対する取り組みの強化

障害者虐待防止法の施行に伴い、市に障がい者虐待防止センターを設置したほか、医療、司法、警察等の関係者との連携・協力体制の構築を図るため、要援護障がい者対策地域協議会を開催し、情報交換を行っています。

7 地域生活支援事業の推進

平成24年度から、成年後見制度利用支援事業の助成対象を本人または親族等の申立てにも拡大したほか、手話通訳者の広域派遣事業を実施しています。

また、平成26年度からは、新たに、手話通訳者・要約筆記者養成研修事業や、盲ろう者向け通訳・介助員等派遣事業を実施し、聴覚障がいのある人などに対する支援を強化しています。

8 障がいのある子どもに対する支援の強化

児童福祉法の改正に伴う障がい児の支援については、平成24年度から障害児通所支援である児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の各サービスを実施しています。事業の実施に当たっては、各事業所や関係機関と協議し、量的な拡大と質の確保に努めています。

また、平成24年度に開設した「はこだて療育・自立支援センター」においても、児童発達支援などの事業を実施するなど、官民一体となった地域の療育支援システムの構築をめざし、総合的かつ計画的に各種サービスを提供しています。

○ 第3期計画における数値目標に係るこれまでの推移

区 分		平成17年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数累計	人	(623)※	85	102	108
	%	—	13.6	16.4	17.3
施設入所者の減少数累計	人	(623)※	71	54	54
	%	—	11.4	8.7	8.7
福祉施設から一般就労への移行者数	人	4	18	18	31
	倍	—	4.5	4.5	7.8
就労移行支援事業利用者数	人	—	24	36	63

※ 平成17年度は、福祉施設入所者数。

第4 計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちをめざす」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供をはじめとするさまざまな支援を行います。

2 計画の基本方向

障がい者基本計画では、障がいのある人に対する施策の基本的な方向として、基本的人権の尊重を根底に置き、「地域生活支援体制の充実」「自立と社会参加の促進」「バリアフリー社会の実現」の3つを掲げています。

障がい福祉計画では、この基本的な方向を踏まえ、地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため、次の3つを基本方向に施策の推進を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの意思で住みたい場所を選び、自立し社会参加することができるよう、相談支援体制をはじめ、障がい福祉サービスなどの充実を図ります。

(2) 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない制度の一元化のもとで、障がい福祉サービスの実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

(3) 包括的な支援体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。

第5 第4期計画における重点的な取組み

第3期計画における取組み状況と計画推進の基本的事項を踏まえ、第4期計画においては、以下の事項について重点的に取り組めます。

1 相談支援体制の充実と強化

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を送るため、多様化するニーズや課題に対応し、必要なサービスが利用できるよう、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 身近な存在である障害者相談員の活用の促進と活動の充実
- ・ 相談支援事業者における相談支援専門員の配置の充実
- ・ 基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の強化
- ・ 自立支援協議会を中心とし、市、相談支援事業者、サービス提供事業者、当事者および家族等の連携による相談体制の強化
- ・ 研修会や講座の開催等による、相談支援に携わる人材の育成とスキルの向上

2 障がいのある人の地域生活への移行の促進

福祉施設に入所している人や長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 施設および相談支援事業所等と連携した障がい福祉サービスの周知とサービス等利用計画の作成による地域移行、地域定着の促進
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の新規整備や拡大についての事業者への働きかけ
- ・ 障がいに対する市民理解の醸成や北海道、関係機関との連携による官民一体となった環境づくり

3 地域社会の支え合い

地域生活に移行した人が、安心して自立した生活を営むことができるよう、以下の点について取組みを進めます。

- ・ ノーマライゼーション推進事業の充実による、障がいに対する理解の普及および啓発
- ・ 行政だけでは十分に対応できないサービスを町会、関係団体等の地域で支え合い、補完できるような環境づくり
- ・ 行政をはじめ、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが相互に連携しながら施策を展開していく意識の醸成
- ・ 災害時の避難に手助けが必要な人に対し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域で協力・連携して支援を行う仕組みづくり
- ・ 災害時に配慮が必要な障がい者等のための福祉避難所等の充実

4 障がいのある人の就労の推進

障がいのある人が、その程度にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるよう、個々のニーズや特性に配慮しながら、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センターなどとの連携の強化による一般就労の拡大
- ・ 就労移行支援や就労継続支援の事業所の拡大についての関係機関との協議
- ・ 福祉施設との連携による働く場の創出と社会参加および生きがいづくりの促進
- ・ 授産製品の受注機会の拡大等による工賃向上の促進

5 障がいのある子どもに対する支援の強化

障がいのある子どもおよびその保護者を支援するため、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 保健・医療・福祉・教育など関係機関相互の連携による各種サービスの量的拡大と質の確保
- ・ はこだて療育・自立支援センターにおける地域の療育拠点としての機能強化

6 権利擁護の推進

障がいのある人の権利と利益を擁護するため、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進による差別、偏見など社会的障壁の解消
- ・ 虐待の未然防止や早期発見、適切な支援などにつなげるための、地域における関係機関等の協力体制の強化
- ・ 判断能力が十分ではない人に対する市民後見人の活用を含めた成年後見制度の利用促進と広報の充実

第6 平成29年度の成果目標

計画の策定にあたり，国から示された地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため，第3期計画までの進捗状況を踏まえ，平成29年度における成果目標を以下のとおり設定しました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点における福祉施設の入所者数は569人です。

本市では，国が示した値（地域生活への移行者12%以上，入所者数の減少4%以上）を基本としながら，本市の実情を踏まえ，施設入所者の約9.7%，55人が地域生活へ移行するとともに，約4.2%，24人の入所者を減少させることを目標とします。

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数	569人	
平成29年度末までの地域生活への移行者数見込み	55人 (9.7%)	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等への移行者数
平成29年度末の入所者数見込み	545人	
平成29年度末までの減少数見込み	24人 (4.2%)	差引減少者数

2 福祉施設から一般就労への移行等

平成24年度中に福祉施設を退所して一般就労した方は18人です。

本市では，国が示した値（平成24年度実績の2倍）を基本としながら，本市の実情を踏まえ，平成24年度実績の約2.4倍の43人が，一般就労へ移行することを目標とします。

また，平成25年度において，就労移行支援事業を利用している方は63人ですが，国が示した値（平成25年度の利用者数の6割以上増加）を基本とし，本市の実情を踏まえ，平成25年度の利用者数から約4割増の87人が利用することを目標とします。

就労移行支援事業所の就労移行率については，平成25年度では，移行率が3割以上の事業所は6か所のうち1か所でしたが，国が示した値（全体の5割以上）を基本とし，5割に当たる3か所とすることとします。

項 目	数 値	備 考
一般就労移行者数見込み	43人	平成24年度実績（18人）の2.4倍
就労移行支援事業利用者数見込み	87人	平成25年度実績（63人）の約4割増
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	3か所	就労移行支援事業所（6か所）の5割

3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援するため、共同生活援助（グループホーム）または障害者支援施設において、地域生活への移行に関する相談や訪問系サービス、日中活動系サービス等の提供などの機能を集約して付加した拠点を整備することについては、平成29年度までに整備することをめざし、今後、関係機関との協議を行います。

第7 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み

第3期計画におけるサービス量の実績と、第4期計画における見込みは以下のとおりです。

- ※ 「年あたり」の実績における平成26年度については、年間の見込みを記載しています。
- ※ 「月あたり」の実績および見込みは、各年度末の実績および見込みを記載しています。

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

・居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人の居宅で、入浴，排せつ，食事の介護などを行います。

・重度訪問介護

重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人に，居宅における入浴，排せつ，食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。

・同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に，外出時に同行し，移動に必要な視覚的情報を提供するとともに，移動の援護や排せつ，食事等の介護などを行います。

・行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難を有する人に，行動の際の危険を回避するための必要な支援および外出時の支援などを行います。

・重度障害者等包括支援

意思の疎通を図ることが困難で、常に介護を要し、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護や通所などの複数のサービスを包括的に提供します。

<実績（月あたり）>

		単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量		時間		4,485	5,135	5,893
実績		時間	4,787.5	4,466	4,555	5,045
居宅介護	見込	時間		3,237	3,819	4,508
	実績	時間	3,504.5	3,260	3,388	3,754
重度訪問介護	見込	時間		783	806	830
	実績	時間	800	696	621	642
同行援護	見込	時間		441	486	531
	実績	時間	477	504	542	644
行動援護	見込	時間		24	24	24
	実績	時間	6	6	4	5
重度障害者等包括 支援	見込	時間		0	0	0
	実績	時間	0	0	0	0
差引き		時間		-19	-580	-848

第3期見込量		人		302	325	350
実績		人	319	328	329	355
居宅介護	見込	人		242	260	280
	実績	人	264	274	275	291
重度訪問介護	見込	人		9	9	9
	実績	人	9	5	4	5
同行援護	見込	人		49	54	59
	実績	人	45	48	49	58
行動援護	見込	人		2	2	2
	実績	人	1	1	1	1
重度障害者等包括 支援	見込	人		0	0	0
	実績	人	0	0	0	0
差引き		人		26	4	5

実績		人	319	328	329	355
身体		人	196	205	210	222
知的		人	45	45	42	45
児		人	9	7	8	9
精神		人	69	71	69	79

居宅介護は、平成24年度の利用時間数が前年度を下回ったものの、平成25年度からは増加しています。また、利用者数は、毎年増加しています。

重度訪問介護は、実利用人数は変わらないものの、利用時間数が減少しています。

同行援護は、平成23年10月から実施されたサービスで、実績は増加しています。

行動援護は、利用者が1人ですが、利用時間数が減少しています。

重度障害者等包括支援は、利用者がいません。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	時間	5,410	5,811	6,251
居宅介護	時間	4,013	4,290	4,586
重度訪問介護	時間	642	642	642
同行援護	時間	750	874	1,018
行動援護	時間	5	5	5
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0

第4期見込量	人	385	418	454
居宅介護	人	311	333	356
重度訪問介護	人	5	5	5
同行援護	人	68	79	92
行動援護	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	人	0	0	0

平成27年度以降は、ニーズの高い居宅介護については過去の伸び率の1.5倍の伸びを見込んで推計し、同行援護については過去の伸び率を基に、また、重度訪問介護および行動援護は27年度と同数を見込みました。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設などにおいて、入浴，排せつ，食事の介護などを行うとともに，創作的活動や生産活動の機会を提供します。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		964	1,089	1,231
	日		17,508	20,484	23,966
実績	人	455	942	972	988
	日	7,595	16,378	16,955	19,127
身体	人	82	196	194	201
	知的	373	746	776	784
	精神	0	0	2	3
差引き	人		-22	-117	-243
	日		-1,130	-3,529	-4,839

平成24年度は、新体系への移行が完了したため、実績が急増しましたが、25年度、26年度は、増加率が緩やかになっています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	1,084	1,191	1,309
	日	21,021	23,102	25,389

ニーズの高いサービスであることから、平成27年度以降は、過去の伸び率の1.5倍の伸びを見込んで推計しました。

イ 自立訓練（機能訓練）

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		4	4	4
	日		16	20	20
実 績	人	1	4	1	4
	日	1	32	2	17
身 体	人	1	4	1	4
	知 的	人	0	0	0
	精 神	人	0	0	0
差 引 き	人		0	-3	0
	日		16	-18	-3

市内には、事業所は1か所のみで、全国からの利用に対応しているため、市内の利用者は少数にとどまっています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	4	4	4
	日	17	17	17

事業所の拡充が予定されていないことから、今後も、同程度の利用を見込みました。

ウ 自立訓練（生活訓練）

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		63	63	63
	日		1,381	1,381	1,381
実 績	人	23	32	30	31
	日	445	542	482	588
身体	人	0	0	0	0
知的	人	22	21	16	20
精神	人	1	11	14	11
差 引 き	人		-31	-33	-32
	日		-839	-899	-793

新体系へ移行した平成24年度は、精神障がいのある方の利用が増えましたが、平成25年度からは横ばいの状況です。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	33	35	37
	日	589	665	703

今後も、過去の利用状況を参考に、知的障がい、精神障がい各1名ずつの増加を見込みました。

エ 就労移行支援

企業への就労を希望する人に、一定期間、生産活動などの機会を提供し、就労に要する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	
第3期見込量	人		27	33	40	
	日		513	627	760	
実 績	人	23	24	47	68	
	日	422	439	760	1,230	
身 体	人	4	6	11	9	
	知 的	人	19	18	20	34
	精 神	人	0	0	16	25
差 引 き	人		-3	14	28	
	日		-74	133	470	

平成25年度に新規事業所が開設されたため、利用者数、利用日数がともに増加しています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	74	80	87
	日	1,339	1,448	1,575

平成29年度には、平成25年度の利用者の約4割増を見込みました。

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んで働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		64	78	96
	日		1,107	1,343	1,634
実 績	人	64	58	54	67
	日	1,001	918	916	1,308
身体	人	16	12	13	17
知的	人	25	22	19	29
精神	人	23	24	22	21
差 引 き	人		-6	-24	-29
	日		-189	-427	-326

事業所が新規に整備される一方で、B型へ転換した事業所もあり、利用者数および利用日数は、年ごとに増減しています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	88	91	94
	日	1,709	1,765	1,824

平成27年度は、新規に整備される事業所を勘案し、推計しました。

平成28年度および29年度は、これまでの推移を見ながら3名ずつ増加するものと見込みました。

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では、雇用契約は結びません。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		367	419	481
	日		6,523	7,523	8,678
実 績	人	334	465	484	525
	日	5,833	7,605	7,566	9,228
身体	人	40	48	58	58
知的	人	252	311	305	338
精神	人	42	106	121	129
差 引 き	人		98	65	44
	日		1,082	43	550

事業所も増え、利用者数および利用日数ともに増加傾向にあります。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	585	653	729
	日	10,298	11,493	12,826

平成27年度以降は、過去の伸び率を基に推計しました。

キ 療養介護

医療と常時介護が必要な人に、昼間、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、医学的管理下での介護および日常生活の世話をを行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		53	53	53
実績	人	5	55	55	55
差引き	人		2	2	2

市内には事業所はなく、利用者が固定化しています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	55	55	55

今後も、これまでと同人数の利用を見込みました。

ク 短期入所（ショートステイ）

居宅で障がいのある人を介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を障害者支援施設などに短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		41	42	43
	日		267	324	391
実 績	人	28	28	30	31
	日	265	159	324	256
身体	人	6	6	9	11
知的	人	14	17	18	14
児	人	5	5	3	4
精神	人	3	0	0	2
差 引 き	人		-13	-12	-12
	日		-108	0	-135

介助者の体調不良時や休息のためのサービスであり、利用者数は増えていますが、利用状況は年ごとに増減があります。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	34	38	43
	日	285	317	353

平成27年度以降は、過去の伸び率を基に推計しました。

(3) 居住系サービス

ア 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、おもに夜間、相談や入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		213	266	291
実績	人	193	226	241	264
身体・知的	人	151	185	195	214
精神	人	42	41	46	50
差引き	人		13	-25	-27

施設退所者や病院を退院した方の生活の場として、利用実績が増加しています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	296	332	373

事業所数も増えてきており、今後、ますます重要なサービスとなるものと考えられることから、過去の伸び率に、施設からの退所者および事業所の新設による利用者の増加を加えて見込みました。

イ 施設入所支援

施設に入所している人に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		587	582	582
実績	人	241	568	565	579
身体	人	19	121	115	123
知的	人	222	447	450	456
精神	人	0	0	0	0
差引き	人		-19	-17	-3

平成24年度の新体系への移行後、利用者数は、ほぼ横ばいです。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	568	557	545

平成29年度の成果目標として、25年度末の入所者数から、4.2%が減少すると推計しました。

2 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		55	156	166
実績	人	—	5	55	328
差引き	人		-50	-101	162

平成26年度までに、障がい福祉サービスを利用する方は、利用計画を作成する必要があること、また、事業所数が増加したことにより、実績は急激に増加しています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	330	333	338

平成27年度からは、これまで利用計画を作成した方が、継続支援としてモニタリングをするほか、新たに利用計画を作成する方を加えて推計しました。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院を退所または退院する予定のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備等の入居支援や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		4	4	5
実績	人	-	2	0	8
差引き	人		-2	-4	3

平成24年度の事業開始から、利用者は次第に増えています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	8	9	10

地域への移行を希望する方は、今後増加するものと見込まれるので、各年度1名ずつ増えるものと見込みました。

(3) 地域定着支援

地域移行後に独居など地域生活が不安定な人に対し、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等に支援を行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		8	9	10
実績	人	—	0	0	4
差引き	人		-8	-9	-6

平成24年度は利用者がいませんでしたが、25年度以降、徐々に利用する方が増えてきています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	4	5	6

地域への移行者は、今後増加するものと見込まれるので、各年度1名ずつ増えるものと見込みました。

3 障害児支援

(1) 児童発達支援

就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行えるように、児童発達支援センターで支援を行います。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		79	79	79
	日		18,584	18,584	18,584
実績	人	—	124	165	125
	日	—	14,895	16,357	17,699
差引き	人		45	86	46
	日		-3,689	-2,227	-885

平成24年度の事業実施以降、利用日数は毎年増加しています。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	137	150	164
	日	19,362	21,182	23,173

平成27年度以降は、過去の伸び率を基に推計しました。

(2) 医療型児童発達支援

就学前の主に肢体不自由のある障がい児に対し、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援および治療を行います。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		14	14	14
	日		2,832	2,832	2,832
実 績	人	—	28	37	23
	日	—	1,613	1,711	1,681
差 引 き	人		14	23	9
	日		-1,219	-1,121	-1,151

事業を開始した平成24年度以降、人数の増減はありますが、日数は増加傾向にあります。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	23	24	25
	日	1,716	1,752	1,789

平成27年度以降は、過去の伸び率を基に推計しました。

(3) 放課後等デイサービス

小・中・高等学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、単なる居場所としてだけでなく、日常生活に必要な訓練や指導などの療育を行います。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		80	85	88
	日		2,990	3,175	3,286
実 績	人	—	73	140	161
	日	—	5,330	11,311	18,026
差 引 き	人		-8	55	73
	日		2,340	8,136	14,740

事業所数が増加したことにより、利用実績も大きく伸びています。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	180	199	218
	日	20,160	22,288	24,416

平成27年度以降は、新規の事業所開設の予定は今のところありませんが、ニーズの高い事業であることから、利用者の増加を見込みました。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に、障がい児施設の職員等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行うとともに、訪問先のスタッフに対する支援を行います。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		20	26	26
	日		180	234	234
実績	人	—	0	1	1
	日	—	0	3	22
差引き	人		-20	-25	-25
	日		-180	-231	-212

平成25年度から、1か所の事業所が実施しています。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	1	2	3
	日	24	48	72

事業の浸透に伴い、利用者も増加することを見込みました。

(5) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するに当たって必要となる障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障害児通所支援等の利用状況を検証します。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		48	121	121
実績	人	—	0	52	453
差引き	人		0	-69	332

計画相談支援と同様に、平成25年度以降、利用実績が急増しています。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	853	903	953

平成27年度からは、これまで利用計画を作成した児童が、継続支援としてモニタリングをするほか、新たに利用計画を作成する児童については、過去の支給決定状況を踏まえて推計しました。

4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

ア 理解促進・研修啓発事業

障がいのある人が日常生活をする上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい等の理解を深めることを目的とし、研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを行います。

<実績>

現在、市では、「ノーマライゼーション推進事業」として、学校や企業、地域などを対象に、ノーマリー教室を実施したり、障がい者週間記念行事などを実施しています。

<見込み>

「ノーマライゼーション推進事業」を継続して実施し、住民の障がいに対する理解を深める働きかけを行います。

イ 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

<実績>

現在、市では、「ボランティア活動支援事業」として、精神障がい者の自助グループであるボランティア活動団体に対する支援を行っています。

<見込み>

今後も、障がいのある方等が、仲間と話し合い、自立のために社会に働きかける活動（ボランティア等）への支援や、障がいのある方の社会復帰活動への支援を行います。

ウ 相談支援事業

(7) 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービス等の利用援助や各種専門機関の紹介など必要な情報の提供や助言等を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための援助を行います。

<実績>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	か所		2	4	4
実績	か所	2	2	2	2
差引き	か所		0	-2	-2

現在、2か所の事業所で必要な支援を行っています。

<見込み>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	か所	2	2	2

今後も、現在の事業所に、継続して事業を委託します。

(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置するなど、相談支援機能の強化を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

<実績>

近隣の自治体と共同で事業を展開するため、関係団体等と設置に向けての協議を進めています。

<見込み>

近隣の自治体と共同で、早期に設置します。

(ウ) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者に対し、必要な調整や家主への相談・助言等を通じて、地域生活の支援を行います。

<実績>

相談支援事業として、住宅入居に関する相談にも対応しています。

<見込み>

今後も、対象者からの相談に対応し、生活の支援を行います。

エ 成年後見制度利用支援事業

障がいがあることにより、判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要な人に対し、一定の要件を満たす場合に、申立費用の助成や後見人等の報酬の助成を行います。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		5	8	11
実績	人	0	2	1	2
費用助成	人	0	2	0	2
報酬助成	人	0	0	1	0
差引き	人		-3	-7	-9

成年後見制度の利用にあたり、親や親族が後見人となる場合が多く、当事業を利用する方は増えていません。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	8	10	12

事業の周知を図ることにより、利用者の増加を見込みました。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

<実績>

高齢者に対する支援と一体的な施策としての実施を検討しています。

<見込み>

市民後見人をバックアップするほか、一般市民からの相談なども含めた窓口として、成年後見制度に対する専門的知識のある職員を配置した（仮称）成年後見センターを設置します。

カ 意思疎通支援事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能または音声機能の障がいのため、意思疎通に支障のある人に対し、その円滑化を図るため、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	件		1,848	1,885	1,923
実績	件	1,638	1,633	1,567	1,733
差引き	件		-215	-218	-190

平成26年度は、各種大会における会議等の開催が多く、実績が増えていますが、その他の利用は、ここ数年横ばいです。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	件	1,733	1,733	1,733

平成27年度以降は、26年度の見込みと同数の利用があるものと見込みました。

(イ) 手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能または音声機能の障がいのため、意思疎通に支障のある人に対し、その円滑化を図るため、専任の手話通訳者を配置します。

<実績>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		2	2	2
実績	人	2	2	2	2
差引き	人		0	0	0

現在、障がい保健福祉課および亀田福祉課の2か所に専任の手話通訳者各1人を配置しており、手話を必要とする聴覚障がい者からの相談時等の通訳を行っています。

<見込み>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	2	2	2

今後も、現在の2か所への配置を継続します。

キ 日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付または貸与を行います。

<実績 (年あたり) >

		単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量		件		6,390	6,683	7,044
実績		件	6,419	6,877	6,964	7,432
介護・訓練支援用具	見込	件		7	7	7
	実績	件	15	13	13	12
自立生活支援用具	見込	件		102	174	298
	実績	件	72	58	82	76
在宅療養等支援用具	見込	件		24	33	45
	実績	件	23	26	27	24
情報・意思疎通支援用具	見込	件		99	125	158
	実績	件	164	192	218	308
排泄管理支援用具	見込	件		6,150	6,335	6,525
	実績	件	6,131	6,578	6,619	7,004
居宅生活動作補助用具	見込	件		8	9	11
	実績	件	14	10	5	8
差引き		件		487	281	388

品目が追加されたことなどにより、件数は年々増加しています。

<見込み (年あたり) >

		単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量		件	7,693	8,035	8,393
介護・訓練支援用具		件	12	12	12
自立生活支援用具		件	76	76	76
在宅療養等支援用具		件	24	24	24
情報・意思疎通支援用具		件	289	289	289
排泄管理支援用具		件	7,284	7,626	7,984
居宅生活動作補助用具		件	8	8	8

今後も、これまでの実績を基に、排泄管理支援用具については、給付の件数が伸びるものと推計し、また、その他の用具については、同数を見込みました。

ク 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な技術等を習得した手話奉仕員を養成します。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		130	130	130
実績	人	59	59	59	130
差引き	人		-71	-71	0

講習の受講者は、定員の半分に達していません。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	130	130	130

派遣事業の利用者の増加に対応するため、事業を継続するとともに、受講者の確保に努めます。

ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について，社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		48	48	48
	時間		249	253	258
実 績	人	39	42	44	50
	時間	466	521	501	557
差 引 き	人		-6	-4	2
	時間		272	248	299

平成23年10月からは，視覚障がいの方へのサービスが，同行援護事業に移行しましたが，その後は，利用時間については，年々増加しています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	51	53	55
	時間	563	583	603

平成27年度は，26年度の上半期の実績を基に推計しました。
平成28年度および29年度は，過去の伸び率を基に推計しました。

コ 地域活動支援センター

障がいのある人の地域生活を支援するため、通所により、創作的活動または生産活動の機会および社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターにおいて、日中活動の場を提供します。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	か所		11	11	11
	人		235	235	235
実 績	か所	8	8	7	7
	人	232	265	254	254
差 引 き	か所		-3	-4	-4
	人		30	19	19

平成25年度に、事業所が1か所減少し、利用者もその分減少しました。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	か所	7	7	7
	人	254	254	254

今後も、事業所数、利用者数ともに現状と変わらないものと見込みました。

サ 障害児等療育支援事業

障がいのある児童等の地域生活を支えるため、療育に関する相談・支援および地域の施設等に対する専門的な相談・支援を行います。

<実績>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	か所		1	1	1
実績	か所	1	1	1	1
差引き	か所		0	0	0

事業を実施している1か所は、北海道からの委託も受けています。

<見込み>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	か所	1	1	1

現在、事業を実施している事業所に、継続して委託することとします。

シ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

(7) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解し、必要な技術等を習得した手話通訳者および要約筆記者の養成を行います。

<実績>

平成26年度から事業を実施しています。

<見込み>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	6	6	6

手話通訳者および要約筆記者のそれぞれについて、各3名の受講を見込みました。

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

<実績>

実施に向けて検討を進めています。

<見込み>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	3	3	3

平成27年度から事業を実施することとし、各年度3人ずつの利用を見込みました。

ス 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障がいのある人の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議，研修，講演または講義等における派遣を可能とするため，手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

<実績>

実施に向けて検討を進めています。

<見込み>

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業の受講者の状況を把握するとともに、現在実施している派遣事業との調整を図りながら、当面は、実施に向けた体制の整備を進めます。

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションおよび移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

<実績>

平成26年度から事業を実施しています。

<見込み>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	24	24	24

対象者が限定されるため、平成26年度の見込みと同数を見込みました。

(2) 任意事業

ア 福祉ホーム

地域生活を支援するため、住居を必要とする人に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を提供します。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	か所		1	1	1
	人		15	15	15
実績	か所	1	1	1	1
	人	14	14	14	15
差引き	か所		0	0	0
	人		-1	-1	0

現在、市内には1施設ありますが、定員15人に対して、14人が入居しています。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	か所	1	1	1
	人	15	15	15

今後も、施設および定員の増加予定がないことから、平成26年度と同数を見込みました。

イ 訪問入浴サービス

歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者に、訪問による入浴サービスを提供します。

<実績 (年あたり) >

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		4	4	4
	回		228	228	228
実績	人	4	4	4	4
	回	218	220	205	225
差引き	人		0	0	0
	回		-8	-23	-3

重度の障がいのある方で、移動および家庭での入浴が困難な方が対象ですが、対象者が限定されることから、ほぼ横ばいとなっています。

<見込み (年あたり) >

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	4	4	4
	回	228	228	228

これまでの実績を勘案し、現状どおりの見込みとしました。

ウ 中途障害者生活訓練

身体に中途障がいのある人に対し，自宅内およびその周辺地域等において，歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		3	3	3
実績	人	0	0	0	1
差引き	人		-3	-3	-2

過去3年間の利用者はいませんでした。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	1	1	1

今後の利用希望者を勘案し，平成27年度以降も1人の利用を見込みました。

エ 日中一時支援

介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。

<実績（月あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		10	12	15
	回		59	97	161
実 績	人	36	19	25	23
	回	167	50	87	64
差 引 き	人		9	17	23
	回		-9	-8	-97

平成24年度からは、一部の対象者が、放課後等デイサービス事業へ移行しました。

<見込み（月あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	23	23	23
	回	64	64	64

年度によって、利用実績に増減があることから、今後は、平成26年度の上半期の実績により推計した平成27年度の見込み量と同数を見込むこととしました。

オ スポーツ・レクリエーション教室開催等

スポーツ・レクリエーションを通じて、障がい者等の体力増強，交流，余暇等に資するためおよび障害者スポーツを普及するため，各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し，障害者スポーツに触れる機会を提供します。

<実績>

現在，市では，「障害者スポーツ教室開催事業」，「知的障害者青年教室開催事業」および「精神障害者ふれあい交流事業」を実施しています。

<見込み>

現在実施している事業を継続して実施します。

カ 障がい福祉のしおり発行事業

障がいに関する相談の窓口や関係機関が実施している制度を周知するため，障がい福祉のしおりを発行し，関係者に配布します。

<実績>

各種の制度を，年金，手当，保険・貸付制度，健康・医療，福祉サービス，各種減免等に分けて，その概要を紹介した冊子を，毎年度発行しています。

<見込み>

今後も継続して発行し，関係者に配布します。

キ 奉仕員養成研修事業

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員，朗読奉仕員等を養成研修します。

<実績（年あたり）>

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		80	80	80
実績	人	16	18	10	80
点訳	人	5	7	6	40
朗読	人	11	11	4	40
差引き	人		-62	-70	0

点訳については専門的な技術を要すること，また，朗読については他の団体等でも講習を実施していることなどから，各講座とも受講者は，定員を大きく下回っています。

<見込み（年あたり）>

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	80	80	80
点訳	人	40	40	40
朗読	人	40	40	40

今後も定員を同数とし，受講者の確保に努めます。

ク 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、身体に障がいのある人を対象に、自動車運転免許の取得にかかる費用の一部を助成します。

<実績 (年あたり) >

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		5	5	5
実績	人	3	2	6	5
差引き	人		-3	1	0

年度によって利用件数は上下しています。

<見込み (年あたり) >

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	5	5	5

一定のニーズはあるものと考えられるので、今後も、これまでと同数を見込みました。

ケ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、重度の身体障がいのある人が自ら所有する車を改造した場合に、その費用の一部を助成します。

<実績 (年あたり) >

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人		5	5	5
実績	人	4	7	4	5
差引き	人		2	-1	0

年度によって利用件数は上下しています。

<見込み (年あたり) >

	単位	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人	5	5	5

一定のニーズはあるものと考えられるので、今後も、これまでと同数を見込みました。

◎第4期函館市障がい福祉計画における成果目標

およびサービス見込み量一覧

成果目標

施設入所者の地域生活への移行者数	55人	9.7%
施設入所者の減少数	24人	4.2%
一般就労への移行者数	43人	2.4倍
就労移行支援事業利用者数	87人	4割増
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	3か所	5割

サービス見込み量

障がい福祉サービス(月あたり)		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス	時間	5,410	5,811	6,251
	人	385	418	454
居宅介護(ホームヘルプ)	時間	4,013	4,290	4,586
	人	311	333	356
重度訪問介護	時間	642	642	642
	人	5	5	5
同行援護	時間	750	874	1,018
	人	68	79	92
行動援護	時間	5	5	5
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
日中活動系サービス				
生活介護	人	1,084	1,191	1,309
	日	21,021	23,102	25,389
自立訓練(機能訓練)	人	4	4	4
	日	17	17	17

日中活動系サービス		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（生活訓練）	人	33	35	37
	日	589	665	703
就労移行支援	人	74	80	87
	日	1,339	1,448	1,575
就労継続支援（A型）	人	88	91	94
	日	1,709	1,765	1,824
就労継続支援（B型）	人	585	653	729
	日	10,298	11,493	12,826
療養介護	人	55	55	55
短期入所（ショートステイ）	人	34	38	43
	日	285	317	353
居住系サービス				
共同生活援助（グループホーム）	人	296	332	373
施設入所支援	人	568	557	545

相談支援（月あたり）		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	330	333	338
地域移行支援	人	8	9	10
地域定着支援	人	4	5	6

障害児支援（年あたり）		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人	137	150	164
	日	19,362	21,182	23,173
医療型児童発達支援	人	23	24	25
	日	1,716	1,752	1,789
放課後等デイサービス	人	180	199	218
	日	20,160	22,288	24,416
保育所等訪問支援	人	1	2	3
	日	24	48	72
障害児相談支援	人	853	903	953

第8 計画の推進

1 関係機関との連携

障がい福祉サービスをはじめ相談支援や地域生活支援事業を、円滑に実施するためには、障がいのある人と事業者、関係団等、行政の連携が重要であることから、自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

2 国や北海道との連携

国や北海道と連携しながら、制度改正などの動向を的確に把握し、施策を推進していくとともに、本市の実情や課題を踏まえ、国や北海道に対し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、函館市障がい者計画策定推進委員会において、各年度における障がい福祉サービスの利用や地域生活への移行の状況など、計画の進捗状況について、点検・評価し、その結果をサービスの実施に反映させるとともに、市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。

【 資 料 編 】

○ 函館市障がい者基本計画（抜粋）

I 総論

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」に続き、平成9年2月には、「障害者に関する新函館市行動計画（平成8年度～平成17年度）」を策定し、障がい者施策の計画的な推進に努めてきました。

この間、社会福祉基礎構造改革に伴い平成12年に社会福祉法が成立し、そのなかで利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などが定められました。

国においては、平成14年12月に障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」および重点的に実施する施策や目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定し、北海道においては、平成15年3月に障がい者計画としては第3次となる「北海道障害者基本計画」および計画の前半に取り組む重点施策や目標値を定めた「前期実施計画」を策定しました。

平成15年4月からは、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービス提供を基本とする「支援費制度」が導入されたほか、平成17年10月には、身体・知的・精神に共通の障がい保健福祉サービス体系へと障がい者施策の一元化を図る障害者自立支援法が制定され、ソフト・ハード両面にわたる社会全体のバリアフリー化を一層推進し、障がいのある人もない人も、一人の人間として基本的人権が尊重されるとともに、自らの主体性、自立性を確立し、社会活動に積極的に参加することにより、その能力を十分発揮できるような環境づくりが求められています。

また、本市は平成16年12月に近隣4町村と合併し、平成17年10月には中核市に移行したことから、社会福祉法人に対する指導や各種事業に対する許認可の権限が北海道から移譲されるなど、各種福祉サービスの提供にあたって、市がより主体的に関わることができるようになりました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本市における障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画としては第4次になる「函館市障がい者基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として策定するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年とします。

なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」のほか、「てんかんの人および難病に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」および発達障害者支援法第2条第1項の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害(外傷性、後天性のものを含む)のある人」とします。

第4 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中で自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承します。

この理念のもとに、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択により、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し、障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実を図ります。

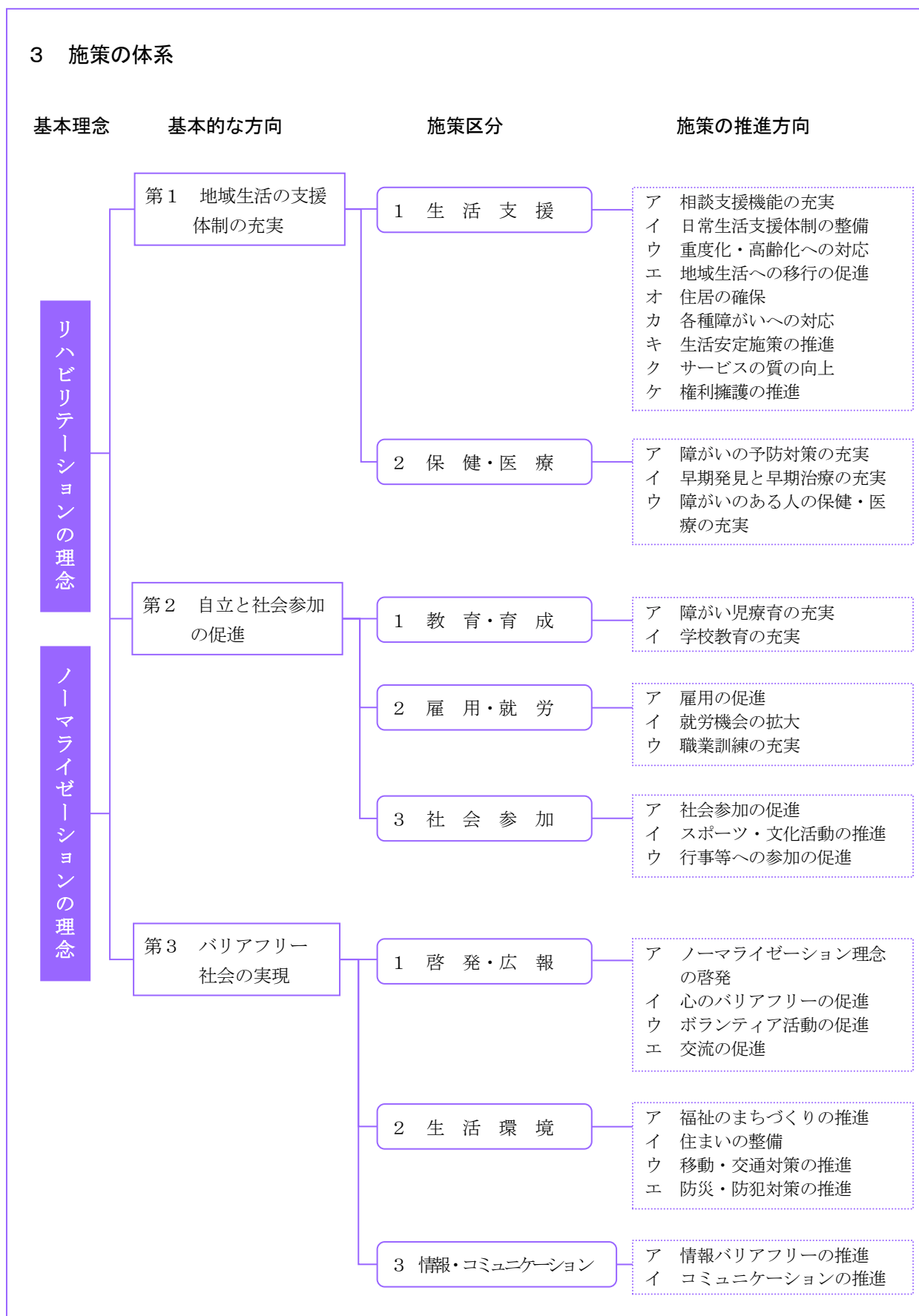
(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により、自立して主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。

(3) バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から、地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア、住まいや移動等の環境のバリア、情報のバリアなど、地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。

3 施策の体系



○ 函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）

1 後期推進指針の趣旨等

計画期間の中間年にあたり、計画の基本理念を変えずに「障害者自立支援法」、「児童福祉法」等の改正など障がい者制度改革を進める国の動向や北海道の障がい者施策等を含めた社会情勢の変化を見据えるほか、障がいの有無、年齢、性別などを超えて、地域で生活するすべての人が、互いに多様な個性を理解し合い、思いやる地域社会の構築を目指す市の地域福祉施策や計画の前期の事業の進捗状況などを踏まえて、障がいのある人のニーズに応じた各種施策を効率的に推進することを目的とします。

2 後期推進指針の期間

後期推進指針の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

3 後期推進指針の方向

後期推進指針については、計画における基本的な方向に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組み状況から課題をとらえたうえで、次の視点で各種施策を推進していきます。

(1) 相談体制の充実と利用の促進

計画で示した主要施策・個別事業については、おおむね順調に推移してきていますが、事業所等が少ないあるいは現行の支援内容では十分な満足が得られないサービスや、内容が十分に周知されていないと思われるサービスなどもあるため、乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期のライフステージに応じて適切なサービス利用ができるよう相談体制のさらなる充実や情報の提供を行うとともに、民間事業者とも連携しながら、利用の促進を図っていきます。

(2) 地域社会の支え合い

計画では、すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することとしており、障がいのある人に対する移動支援や軽度の障がい児・者に対する見守りなど、行政だけでは十分に対応できないサービスについては、町会、関係団体などの地域社会で支え合い、補完し合いながらノーマライゼーション理念の意識の醸成や環境づくりを推進していきます。

(3) 地域生活への移行の促進と環境の充実

国においては、施設入所者の地域生活への移行を促進していますが、障害福祉サービス等を利用している方（身体・知的・精神）を対象に市が平成22年度に実施した障がい者実態調査でも、多くの方が住み慣れた自宅や地域での生活を望んでいることが明らかとなり、そのため、障がいのある人の自立や家族等への支援が図られるよう、居宅サービスや日中活動サービスのほか、地域での居住の場となるグループホームやケアホームの整備についても、事業者に対して働きかけながら促進していきます。

また、施設のバリアフリー化のほか、教育や就労などのライフステージにおいても、障がいのある人のニーズを踏まえながら各種施策を推進していきます。

○ 障がい福祉サービス等の利用希望（障がい別）

①居宅介護（ホームヘルプ）

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児（再掲）	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	91	12.3	4	6.5	7	10.9	7	8.3	2	8.0	111	11.4	2	8.7
週1～2日	58	7.9	2	3.2	6	9.4	4	4.8	1	4.0	71	7.3	1	4.3
週3～4日	19	2.6	1	1.6	0	—	0	—	1	4.0	21	2.2	1	4.3
週5日以上	14	1.9	1	1.6	1	1.6	3	3.6	0	—	19	2.0	0	—
しない	256	34.7	28	45.2	36	56.3	45	53.6	10	40.0	375	38.5	12	52.2
無回答	391	53.0	30	48.4	21	32.8	32	38.1	13	52.0	487	50.1	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

②重度訪問介護

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児（再掲）	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	29	3.9	2	3.2	1	1.6	5	6.0	0	—	37	3.8	2	8.7
しない	263	35.6	29	46.8	40	62.5	43	51.2	9	36.0	384	39.5	12	52.2
無回答	446	60.4	31	50.0	23	35.9	36	42.9	16	64.0	552	56.7	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

③同行援護

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児（再掲）	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	26	3.5	1	1.6	1	1.6	4	4.8	1	4.0	33	3.4	0	—
しない	258	35.0	30	48.4	40	62.5	44	52.4	8	32.0	380	39.1	14	60.9
無回答	454	61.5	31	50.0	23	35.9	36	42.9	16	64.0	560	57.6	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

④行動援護

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児（再掲）	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	22	3.0	9	14.5	5	7.8	4	4.8	1	4.0	41	4.2	5	21.7
しない	256	34.7	22	35.5	36	56.3	44	52.4	8	32.0	366	37.6	9	39.1
無回答	460	62.3	31	50.0	23	35.9	36	42.9	16	64.0	566	58.2	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑤重度障害者等包括支援

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	32	4.3	5	8.1	1	1.6	4	4.8	0	—	42	4.3	3	13.0
しない	250	33.9	25	40.3	40	62.5	45	53.6	9	36.0	369	37.9	11	47.8
無回答	456	61.8	32	51.6	23	35.9	35	41.7	16	64.0	562	57.8	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑥生活介護

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	64	8.7	5	8.1	1	1.6	5	6.0	2	8.0	77	7.9	3	13.0
週1～2日	26	3.5	2	3.2	1	1.6	2	2.4	0	—	31	3.2	1	4.3
週3～4日	18	2.4	1	1.6	0	—	0	—	1	4.0	20	2.1	1	4.3
週5日以上	20	2.7	2	3.2	0	—	3	3.6	1	4.0	26	2.7	1	4.3
しない	239	32.4	24	38.7	40	62.5	45	53.6	9	36.0	357	36.7	9	39.1
無回答	435	58.9	33	53.2	23	35.9	34	40.5	14	56.0	539	55.4	11	47.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑦自立訓練(機能訓練・生活訓練)

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	66	8.9	11	17.7	7	10.9	9	10.7	1	4.0	94	9.7	7	30.4
週1～2日	42	5.7	5	8.1	5	7.8	6	7.1	0	—	58	6.0	3	13.0
週3～4日	18	2.4	4	6.5	0	—	3	3.6	1	4.0	26	2.7	4	17.4
週5日以上	6	0.8	2	3.2	2	3.1	0	—	0	—	10	1.0	0	—
しない	243	32.9	18	29.0	33	51.6	43	51.2	7	28.0	344	35.4	5	21.7
無回答	429	58.1	33	53.2	24	37.5	32	38.1	17	68.0	535	55.0	11	47.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑧就労移行支援

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	20	2.7	7	11.3	9	14.1	3	3.6	2	8.0	41	4.2	3	13.0
週1～2日	13	1.8	3	4.8	5	7.8	1	1.2	1	4.0	23	2.4	1	4.3
週3～4日	5	0.7	3	4.8	2	3.1	2	2.4	1	4.0	13	1.3	2	8.7
週5日以上	2	0.3	1	1.6	2	3.1	0	—	0	—	5	0.5	0	—
しない	267	36.2	23	37.1	33	51.6	47	56.0	6	24.0	376	38.6	8	34.8
無回答	451	61.1	32	51.6	22	34.4	34	40.5	17	68.0	556	57.1	12	52.2
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑨就労継続支援(A型・B型)

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	25	3.4	11	17.7	8	12.5	1	1.2	1	4.0	46	4.7	7	30.4
週1～2日	14	1.9	3	4.8	2	3.1	0	—	0	—	19	2.0	2	8.7
週3～4日	7	0.9	3	4.8	2	3.1	1	1.2	1	4.0	14	1.4	3	13.0
週5日以上	4	0.5	5	8.1	4	6.3	0	—	0	—	13	1.3	2	8.7
しない	263	35.6	20	32.3	33	51.6	47	56.0	7	28.0	370	38.0	6	26.1
無回答	450	61.0	31	50.0	23	35.9	36	42.9	17	68.0	557	57.2	10	43.5
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑩療養介護

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	32	4.3	4	6.5	2	3.1	5	6.0	0	—	43	4.4	3	13.0
しない	252	34.1	27	43.5	35	54.7	40	47.6	7	28.0	361	37.1	10	43.5
無回答	454	61.5	31	50.0	27	42.2	39	46.4	18	72.0	569	58.5	10	43.5
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑪短期入所(ショートステイ)

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	50	6.8	9	14.5	1	1.6	9	10.7	1	4.0	70	7.2	5	21.7
しない	247	33.5	20	32.3	37	57.8	41	48.8	7	28.0	352	36.2	6	26.1
無回答	441	59.8	33	53.2	26	40.6	34	40.5	17	68.0	551	56.6	12	52.2
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑫共同生活援助(グループホーム)

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	27	3.7	9	14.5	6	9.4	4	4.8	1	4.0	47	4.8	3	13.0
しない	255	34.6	23	37.1	32	50.0	42	50.0	7	28.0	359	36.9	9	39.1
無回答	456	61.8	30	48.4	26	40.6	38	45.2	17	68.0	567	58.3	11	47.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑬施設入所支援

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	33	4.5	10	16.1	5	7.8	3	3.6	2	8.0	53	5.4	4	17.4
しない	246	33.3	23	37.1	34	53.1	43	51.2	7	28.0	353	36.3	8	34.8
無回答	459	62.2	29	46.8	25	39.1	38	45.2	16	64.0	567	58.3	11	47.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑭相談支援

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	116	15.7	18	29.0	15	23.4	18	21.4	1	4.0	168	17.3	11	47.8
しない	194	26.3	10	16.1	27	42.2	32	38.1	8	32.0	271	27.9	4	17.4
無回答	428	58.0	34	54.8	22	34.4	34	40.5	16	64.0	534	54.9	8	34.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑮児童発達支援

区分	障がい児	
	人数	構成比
したい	4	17.4
週1～2日	1	4.3
週3～4日	2	8.7
週5日以上	1	4.3
しない	7	30.4
無回答	12	52.2
計	23	100.0

⑯医療型児童発達支援

区分	障がい児	
	人数	構成比
したい	3	13.0
週1～2日	3	13.0
週3～4日	0	0.0
週5日以上	0	0.0
しない	9	39.1
無回答	11	47.8
計	23	100.0

⑰放課後等デイサービス

区分	障がい児	
	人数	構成比
したい	8	34.8
週1～2日	3	13.0
週3～4日	4	17.4
週5日以上	1	4.3
しない	4	17.4
無回答	11	47.8
計	23	100.0

⑱保育所等訪問支援

区分	障がい児	
	人数	構成比
したい	0	0.0
しない	12	52.2
無回答	11	47.8
計	23	100.0

○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成26年7月9日	・第1回 障がい者計画策定推進委員会開催 【正副会長の選出, 福祉に関するアンケート調査の実施について, ほか】
9月16日	・「福祉に関するアンケート調査」の実施
10月17日	・第2回 障がい者計画策定推進委員会開催 【障がい福祉サービス等の現状, ほか】
11月7日	・第3回 障がい者計画策定推進委員会開催 【福祉に関するアンケート調査結果報告, 地域生活支援事業にかかる見込み, ほか】
11月20日	・第4回 障がい者計画策定推進委員会開催 【平成29年度の成果目標, 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み, ほか】
平成27年1月8日	・政策会議に計画(素案)の報告, 協議
1月19日	・第5回 障がい者計画策定推進委員会開催 【計画(案)に係る協議】
1月 日	・市議会民生常任委員会に計画(案)の報告・協議
2月 日	・計画(案)に対するパブリックコメント(市民意見募集)の実施 (計画(案)を本庁・支所で配布し, 市ホームページに掲載)
3月 日	・市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告
3月 日	・パブリックコメントの実施結果の公表
3月 日	・第4期函館市障がい福祉計画の決定

○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市障がい者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の障がい保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。
- 3 委員のうち1人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿

(平成27年 月 日現在)

[五十音順]

氏 名	所 属 団 体 等
貝 森 とも子	函館市民生児童委員連合会 障がい者福祉部会長
河 村 吉 造	函館地域障害者自立支援協議会 委員
川 村 和加子	函館精神障害者家族会愛泉会 会長
熊 谷 儀 一	函館市社会福祉協議会 理事
小 島 洋 一	函館市ボランティア連絡協議会 理事
◎ 佐 藤 秀 臣	函館市身体障害者福祉団体連合会 会長
島 信 一 朗	函館市身体障害者福祉団体連合会 副会長
相 馬 ミエ子	函館手をつなぐ親の会 会長
竹 田 龍 寿	函館公共職業安定所 統括職業指導官
○ 谷 川 忍	函館特別支援教育研究会 副会長
萩 沢 正 博	函館市医師会 副会長
廣 畑 圭 介	北海道教育大学教育学部函館校 講師
本 間 豊 子	一般公募
松 田 由美子	北海道難病連函館支部 事務局長
松 森 美世子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長

◎は会長，○は副会長を示す。